

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号 に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項 に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項 に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法 の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号 に掲げる所得割の額（同法 附則第五条の四第六項 その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 四千六百元

三 小学校就学前児童（通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園法第二条第六項 に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。）が二人以上いる通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 次の（１）及び（２）に掲げる額を合算した額（その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

（１） 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号 に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（当該通所給付決定保護者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。（２）及び第二十五条の二において同じ。）である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

（２） 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号 に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法 の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号 に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの イ（１）及び（２）に掲げる額を合算した額（その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

四 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十一項 に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号 に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法 の規定による市町村民税（同法第三百二十八条 の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ニ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法 の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零